

緊急開催

新型コロナウイルス感染症対応

休業支援金・給付金の相談窓口

新型コロナの影響で事業主から休業させられた労働者の方で、休業手当を受け取ることができなかった方に対して「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」という支援制度があります。

相談窓口では、支援制度の内容をご案内し、申請書の記入方法や添付書類などについてアドバイスを行っています。シフトが減らされたりして、収入が減ってお困りの方に対する支援制度です。お気軽に窓口へご相談ください。



■条件に当てはまる方に、休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を休業実績に応じて支給します。

■今から申請できる休業期間と締切日

休業期間：令和2年4月1日～12月31日 ⇒ 締切日：令和3年5月31日（月）

※令和2年4月～9月休業分の申請の場合は、疎明書の添付が必要です。

休業期間：令和3年1月1日～4月30日 ⇒ 締切日：令和3年7月31日（土）

休業期間：令和3年5月1日～6月30日 ⇒ 締切日：令和3年9月30日（木）※日額上限8,000円

申請ができる方

- 新型コロナの影響により会社（法人・個人）から休業するように指示されたが休業手当を受け取っていない方や受け取ることができない方
- 上記の状況で
 - ・正社員、有期契約労働者（派遣労働者、パート・アルバイト等 ※学生含）
 - ・シフト制、日々雇用、登録型派遣で働いている方、副業をしている方

【日 時】 平日10時～17時（※事前予約制）

【場 所】 グッジョブセンターおきなわ 相談窓口

〒900-0021 那覇市泉崎1-20-1 カフーナ旭橋A街区6階

※お車でお越しの際は、近隣の有料駐車場をご利用ください。

【対 象】 ・事情により雇用調整助成金等を活用できない事業主
・休業手当を受け取っていない労働者、離職者

○友人・知人と一緒にお気軽にご参加ください。
また、参加をご希望する方は事前にご連絡ください。

【申込方法】 お電話、グッジョブセンターおきなわ窓口、メール

【連絡先】 グッジョブ相談ステーション ☎ 098-941-2044

e-mail: info@goodjob-station.okinawa

グッジョブセンターおきなわ ☎ 098-856-5006

※ご予約の際は、お名前と相談を希望する日時と人数をお伝えください。

次の内容に当てはまる方も
対象になる場合があります

■元々に予定していた勤務の日
にコロナの影響で事業主から
休むように言われた

■店が時短営業になり、1日当
たりの勤務時間が短くなった

■半年以上働いており、コロナ
の影響がなければ同様の勤務を
続ける予定だった

【お問合先】

グッジョブ相談ステーション
（事業主向け雇用支援事業 事務局）

TEL:098-941-2044（担当:矢幡）

メール: info@goodjob-station.okinawa